

我孫子市週休2日制適用工事実施要領

(目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められていることから、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）を実施するため、適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (2) 現場着手日 資機材の搬入、仮設工事等の現場作業が発生する最初の日をいう。
- (3) 工事完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。
- (4) 対象期間 現場着手日から工事完成日までのうち、夏季休暇（3日間）及び年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間を除いたものをいう。
- (5) 月単位の週休2日制適用工事 対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所に取り組む工事をいう。ここでいう4週8休以上とは、対象期間内の全ての月で、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 通期の週休2日制適用工事 対象期間において4週8休以上の現場閉所に取り組む工事をいう。ここでいう4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状

態をいう。

(発注方式及び適用工事)

第3条 発注方式は、発注者が適用工事を指定する発注者指定型（以下「発注者指定型」という。）による。

2 適用工事は、市が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

(1) 対象期間が1週間未満の工事

(2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

3 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。

(実施方法)

第4条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を別表第1のとおり記載するものとする。

また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

2 発注者及び受注者は、契約締結後、発注者が示した工事工程表を基に、関係者協議の有無、協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。

3 受注者は、現場着手前に現場着手日及び工事完成日を記した工事打合せ簿により、監督職員と協議するものとし、対象期間内における現場閉所予定日を定めた工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出するものとする。

4 受注者は、現場閉所を行う場合は、監督職員へ事前に連絡するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は除く。

(1) 工程表等により監督職員が事前に把握している場合

(2) 官公庁の休日の場合

5 工程に変更が生じた場合には、その要因及び変更後の工程について、受

発注者間で協議するものとする。ただし、次の各号に挙げる受注者の責によらない場合については、適切に工期の変更を行うこと。

- (1) 工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- (3) 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

6 受注者は、毎月の工事履行報告書（様式第1号）と併せて、チェックリスト（様式第2号又は様式第3号）を監督職員に提出するものとする。ただし、現場完成日が工期期限に近く、設計金額等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

（積算方法）

第5条 発注者は、週休2日制の取組に対して、下表のとおりそれぞれの経費にそれぞれの補正係数を乗じる。

発注時は、月単位の適用工事達成を前提とした積算を行い、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じた下表の補正係数により積算した額に基づき契約変更を行うものとする。なお、月単位及び通期の4週8休に満たない場合は補正なしで積算した額に基づき契約変更を行うものとする。

ただし、新営及び改修に係る営繕工事については通期の適用工事を前提に、解体工事については月単位の適用工事を前提に、補正係数（1.05）により労務費を補正し工事費を積算し、新営及び改修に係る営繕工事については通期の4週8休に満たない場合、解体工事については月単位の4週8休に満たない場合は補正無しで積算した額に基づき契約変更を行うものとする。

	月単位の適用工事	通期の適用工事
労務費	1.04	1.02
機械経費	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03

2 第3条第3項の週休2日交替制工事を適用する場合は、下表のとおりとする。

	月単位の適用工事	通期の適用工事
労務費	1.04	1.02
現場管理費	1.03	1.01

(工事成績)

第6条 月単位又は通期の適用工事を実施することができなかったことによる工事成績評定点の減点を行わない。

(実施の明示)

第7条 受注者は、対象期間中、適用工事を実施している旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に明示することとする(別表第2)。

(その他)

第8条 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義が生じた事項については、発注者と協議するものとする。

附 則 (令和3年10月7日総行第359号部長決裁)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日財資第709号部長決裁)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月5日財資第734号部長決裁)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 1 6 日財資第 7 2 8 号部長決裁）
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

特記仕様書記載例

(週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】)

第〇条 週休 2 日制適用工事

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事（発注者指定型）である。
- 2 受注者は、原則週休 2 日制で施工すること。なお、予定価格には（月単位・通期）の週休 2 日制適用工事達成相当の経費を補正している。
- 3 週休 2 日制の実施に当たっては、我孫子市週休 2 日制適用工事実施要領に基づき行うこと。

(週休 2 日制適用工事【週休 2 日交替制工事】)

第〇条 本工事は、週休 2 日制適用工事（発注者指定型）である。

- 2 受注者は、週休 2 日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には（月単位・通期）の週休 2 日制適用工事達成相当の経費を補正している。
- 3 週休 2 日制の実施に当たっては、我孫子市週休 2 日制適用工事実施要領に基づき行うこと。

別表第 2

公衆が見やすい場所への明示例

【現場閉所による週休 2 日工事】

【工事掲示板】	
<u>週休 2 日制適用工事</u> この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休 2 日の確保に取り組んでいます。	<u>施工体制体系図</u>
<u>工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休 2 日の計画表などを貼り付け</u> <u>(A 3 サイズ相当)</u>	<u>施工体制台帳</u>

【週休 2 日交代制工事】

【工事掲示板】	
<u>週休 2 日交替制工事</u> <u>この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら週休 2 日相当の休日確保に取り組んでいます。</u>	<u>施工体制体系図</u>
<u>工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休 2 日の計画表などを貼り付け</u> <u>(A 3 サイズ相当)</u>	<u>施工体制台帳</u>

様式第2号

現場閉所チェックリスト

工事名 受注者 工期				
月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	備考（計画上の閉所日、実際の閉所日 に差異がある場合に記載）
現場閉所日				
対象期間				
現場閉所率				

